

令和4年4月5日

### 特定非営利活動法人の設立の認証の取消しについて

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第43条第1項の規定により、令和4年3月23日付けで次の法人の設立の認証を取消しました。

- 取消理由  
3年以上にわたって事業報告書等の提出がないため
- 取消しとなった法人の概要

特定非営利活動法人の名称	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
特定非営利活動法人 福寿会	北海道旭川市神楽4条4丁目1番21号 石橋ビル1階	この法人は、障害のあるなしの違いを超え「共に働き」共に暮らし」その共同生活を実現するために、広く社会に働きかける活動を目的とする。

[参考～特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）の関係条項]

#### 第29条（事業報告書等の提出）

特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、毎事業年度一回、事業報告書等を所轄庁に提出しなければならない。

#### 第43条（設立の認証の取消し）第1項

所轄庁は、特定非営利活動法人が、前条の規定による命令に違反した場合であって他の方法により監督の目的を達することができないとき又は3年以上にわたって第29条の規定による事業報告書等の提出を行わないときは、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。